財産状況報告集会等の期日変更

平成１９年（フ）第１９２号
佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　中野　一美
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　財産状況報告集会・一般調査・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会・計算報告集会の各期日を、平成23年７月25日午後２時45分とあるのを、平成23年６月21日午後２時30分と変更する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成１９年（フ）第１９３号
最後の住所佐賀県唐津市元旗町816―217社団法人済生会介護老人保健施設まつら荘、住民票上の最後の住所佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　亡中野美智夫相続財産
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　財産状況報告集会・一般調査・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会・計算報告集会の各期日を、平成23年７月25日午後２時45分とあるのを、平成23年６月21日午後２時30分と変更する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２０年（フ）第６１号
佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　中野クニ子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　財産状況報告集会・一般調査・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会・計算報告集会の各期日を、平成23年７月25日午後２時45分とあるのを、平成23年６月21日午後２時30分と変更する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２０年（フ）第７２号
佐賀県唐津市松南町４番18―805号プルミエール松南、前住所佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　中野　純子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　財産状況報告集会・一般調査・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会・計算報告集会の各期日を、平成23年７月25日午後２時45分とあるのを、平成23年６月21日午後２時30分と変更する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２９２８号
東京都中央区銀座５丁目10番１号
破産者　株式会社ゼニット
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７２２号
千葉県市川市八幡１丁目17番２―501号セーシェル本八幡
破産者　株式会社テイヨ・ジャパン
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０８号
茨城県坂東市矢作1944番地３
破産者　株式会社オオキ
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２号
兵庫県豊岡市庄境1076番地の１
破産者　有限会社空間工房
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
釧路市住吉２丁目13番28号
破産者　株式会社敷島商会
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
埼玉県入間市扇台４丁目６番28号
破産者　有限会社渡邉組
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１９４５６号
東京都葛飾区柴又７丁目14―23―206、住民票上の住所東京都葛飾区金町３丁目26―５
破産者　佐竹　修三
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４号
相模原市緑区中野42番地11
破産者　有限会社フロンティア
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０６号
愛知県豊橋市大村町字山所73番地２　Ａ―201、開始決定時の住所岐阜県多治見市小名田町西ケ洞１番地の84
破産者　木村　欣孝
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１３号
岐阜県恵那市飯地町2686番地の６
破産者　有限会社イイジ車体
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２３号
岐阜県多治見市平井町４丁目117番地の１
レオパレスＭＤＩコウワ107
破産者　東濃燃料サービスこと　加藤　秀男
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２８号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口33番地の16
破産者　山下　明洋
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３４号
岐阜県土岐市曽木町字岩花2336―１、住民票上の住所岐阜県恵那市飯地町2231番地10
破産者　藤井　貞生
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３４７号
愛知県春日井市町屋町3723番地の23
破産者　有限会社マルエス
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
三重県多気郡大台町下楠167番地２
破産者　出口　敏幸
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第４２号
三重県多気郡大台町下楠167番地２
破産者　出口　　功
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部